

# 第1回法制度・許可WG資料(抜粋)

---

## <現行>

○ この法律は、

- ・建設業を営む者の資質の向上、
  - ・建設工事の請負契約の適正化
- 等を図ることによつて、



手段

①建設工事の適正な施工を確保し、

目的①

②発注者を保護する

目的②

③とともに、建設業の健全な発達を促進し、

目的③

④もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

目的④  
(究極の目的)

※発注者には、公共、大手企業、  
個人も等しく含まれる

※施設利用者、住民など広く消費者  
全般も含まれる

## ○昭和24年～昭和46年の目的規定

・この法律は、

建設業を営む者の登録の実施、

建設工事の請負契約の適正、

技術者の設置

等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的とする。

### 【当時の章立ての構成】

第1章 総則(1～3)

第2章 登録(4～17)

第3章 建設工事の請負契約(18～25)

第4章 主任技術者の設置(26・27)

第5章 監督(28～32)

第6章 建設業審議会(33～39)

第7章 雑則(40～44)

第8章 罰則(45～49)

## ○昭和46年以降の目的規定

※下線部は主な改正箇所

・この法律は、

建設業を営む者の資質の向上、

建設工事の請負契約の適正化

等を図ることによつて、

建設工事の適正な施工を確保し、

発注者を保護する

とともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○当時は、施工能力や資力、信用に問題のある建設業者により、粗雑粗漏工事や各種の労働災害、公衆災害等が発生するとともに、公正な競争が阻害され、業者が倒産していた状況を踏まえ、許可制を導入し、建設業を営む者の資質の向上を図ったもの。

○許可制が導入され資質の向上が図られることにより、反射的な効果として、発注者の保護が達成される。

※なお、許可要件の一として設けられた「財産的基礎」は、最小限度の資金調達能力すらない業者が営業することによる発注者への損害の防止という直接的な効果がある。

※発注者の先にある消費者、エンドユーザーは保護対象となっていない可能性(集合住宅の一括下請負全面禁止規定を除く)

(注)昭和24年制定当時の提案理由：(前略)建設業界の現状を見えると、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗雑粗漏工事、各種の労働災害、公衆災害等が発生させるとともに、公正な競争が阻害され、業社の倒産の著しい増加を招いております。(中略)いかにして経営を近代化し、施工の合理化を達成するかは今日の建設業界が緊急に解決しなければならない幾多の問題を抱えております。このような問題に対処するため、(中略)本法律案を提案するに至ったものであります。

これまで	これから検討する際の視点
<p>○<b>全体的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工能力、資力、信用力に問題のある事業者が容易に参入していたことを背景に、不良不適格業者を排除する観点から、一定の要件を満たした事業者だけが建設業を営むことができる仕組み。</li> <li>・契約の片務性を解消するため、契約に着目し、民法上の請負契約に基づく注文者と受注者の関係を前提としつつ、契約自由の原則に一定の上乗せ規制(書面交付義務等)を課している。</li> <li>・許可を受けた建設業者間での自由な競争が前提(結果として、賃金や安全衛生、労働時間等にしわ寄せが行くケースも)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力人口が減少し、担い手確保が建設業の重要課題になる中で、建設業従事者の働き方を意識した制度設計</li> <li>・生産性の向上を意識した制度設計</li> <li>・建設業への参入の状況が変化し、地域によっては建設業の供給力が不足する場合が生じうることへの対応</li> <li>・請負契約に限られない契約形態の規律</li> <li>・消費者(エンドユーザー)への保護を意識した制度設計</li> <li>・一定の競争性は確保しつつも競争に付すべきでない要因を加味した制度設計</li> </ul>
<p>○<b>業種や業態の違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種区分を設けて、区分に応じて求められる技術的要件を定めている一方、それ以外の許可要件は共通しており、また請負に関する規定には業種や業態の違い(土木と建築の違いなど)に応じた差を設けていない。</li> <li>・公共工事については、その公共性から特別の規定や特別法が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木と建築の違いなど業態の違いに応じたきめの細やかなルール設定</li> <li>・民間工事における規律</li> </ul>
<p>○<b>契約の履行や施工の適正性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行については、契約当事者である建設業者の民法上の責任関係に委ねることが前提。</li> <li>・現場に適正な技術者を配置することにより、施工の適正さを確保するという前提に立ち、技術者の資格や配置要件を規定。</li> <li>・技能労働者については位置づけなし。</li> <li>・建設業法の遵守は監督処分により担保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度で複雑な工事や外注比率の高い工事がある一方で、単なる組み立て作業となる工事もあるなど建設工事の多様化への対応</li> <li>・建設工事におけるICT化の進展に対応した施工管理</li> <li>・フロントローディング、BIM、CIMなどが広がる中、発注者、設計者、施工者の責任関係</li> <li>・施工に関する事業者の責任と技術者の責任</li> <li>・技能労働者のキャリアパスも意識した制度的な位置づけ</li> <li>・建設業者のコンプライアンスの取り組みの推進</li> </ul>

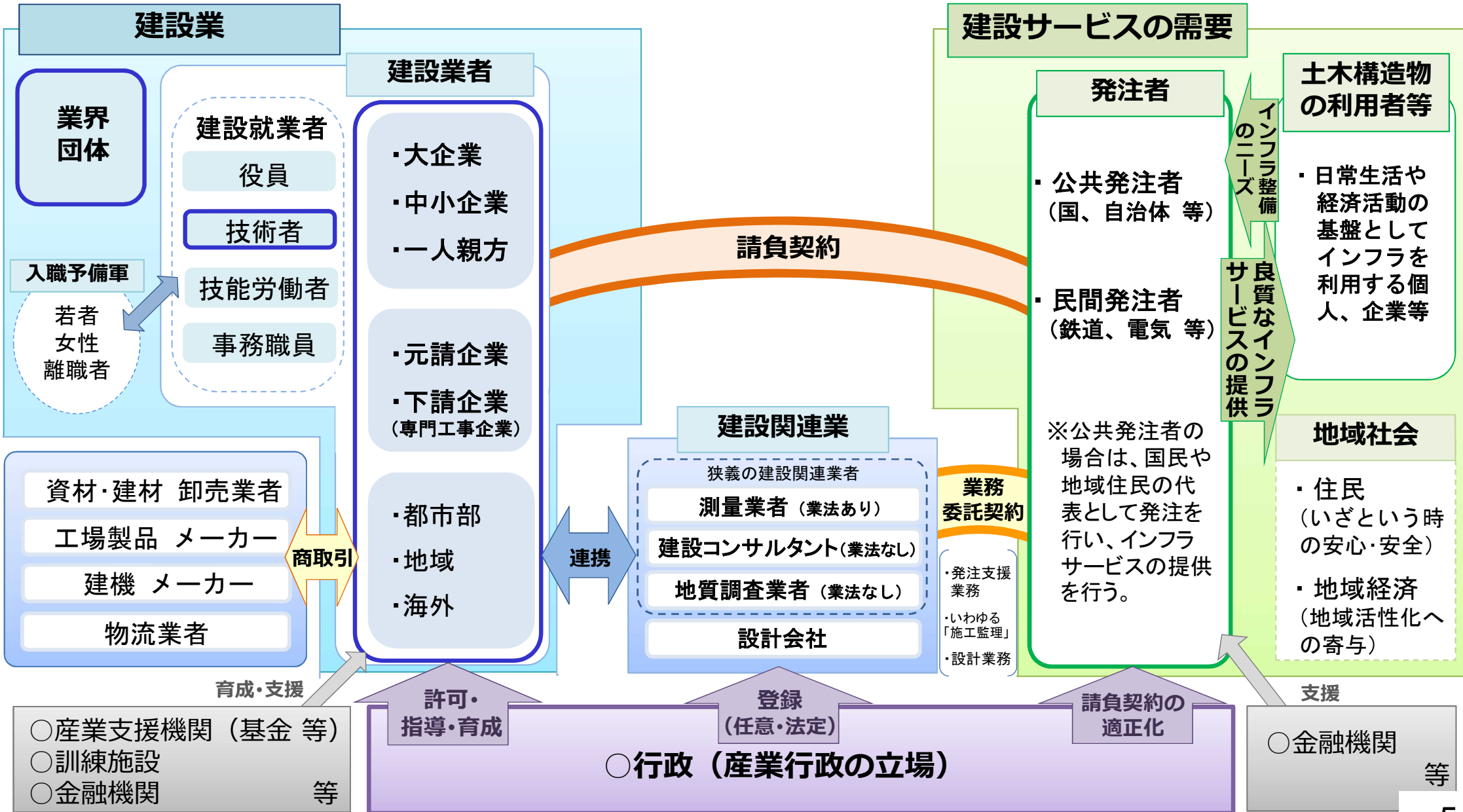
これまで	これから検討する際の視点
<p>○発注者の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力の差は考慮せず、事業として発注を行う発注者と発注経験の少ない発注者(個人等)も同様に保護される立場という前提。</li> <li>・公共発注者は建設業の適正化と健全な発達のために必要なプレーヤーという位置づけであり、管理や検査を実施</li> <li>・発注者が優越的地位を濫用しているとされる場合は独禁法の対象に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力差、多様性への対応</li> <li>・体制の弱い発注者への対応</li> <li>・担い手の確保や働き方、下請取引の適正化などの政策的要請について発注者にも果たしてもらうべき役割</li> <li>・受発注者間の請負契約の適正化に向けて十分に機能する仕組み</li> <li>・建築生産における発注者の役割を意識した制度設計</li> </ul>
<p>○規定の射程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事をめぐる直接的な法律関係である請負契約を規定の対象としており、請負契約以外の契約、発注者と受注者以外のプレーヤーは規定の射程外。</li> <li>・一定規模以下の工事については、多くの規定が適用外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に関わる請負契約以外の契約形態(CMなど)の位置づけ</li> <li>・プレキャスト化など施工形態の変化(建設業者間にとどまらない、請負だけでは律しきれない取引の多様化)への対応</li> <li>・発注者、受注者以外のプレーヤーの位置づけ</li> <li>・エンドユーザーの位置づけ</li> <li>・小規模な工事の実態を踏まえた対応</li> </ul>

# 誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

**土木**

※第3回建設産業政策会議資料を一部修正

建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在



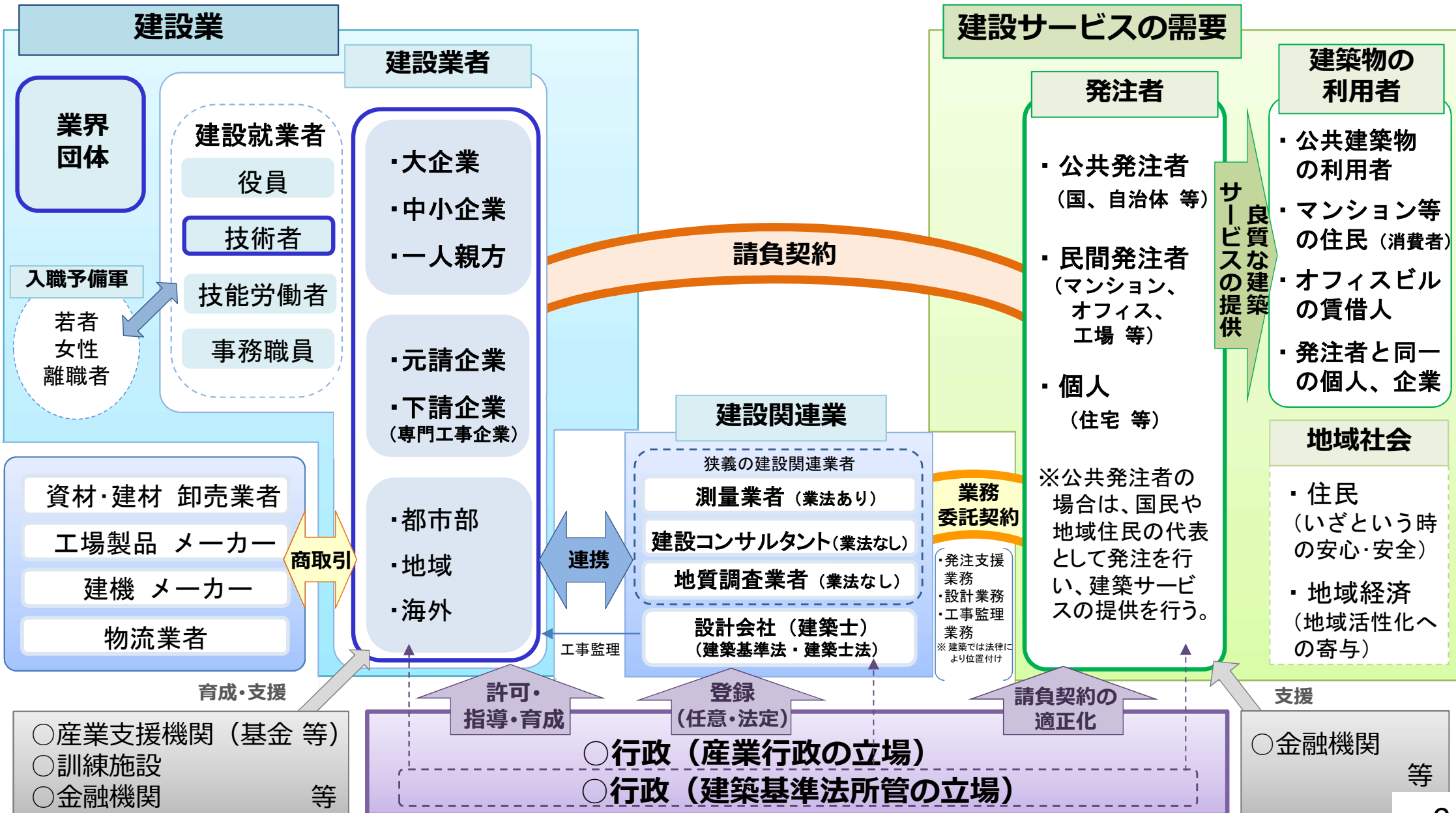
※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

# 誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

建築

※第3回建設産業政策会議資料を一部修正

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



※太枠が現行の建設業法の射程範囲

	土 木	建 築
公共	<p>&lt;公共土木の例：道路、下水道、護岸&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公物管理法に基づく構造基準等(例えば道路構造令)に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>	<p>&lt;公共建築の例：学校、公営住宅、庁舎、病院&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> <li>・一般に、予算額ありきの工事金額になりやすい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法に基づく構造基準等(例えば医療法施行規則)に適合すること</li> <li>・建築基準法への適合、建築士法に基づく工事監理等の実施</li> <li>・設計や工事監理について、法律上の有資格者が行うことが必要</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul>
	民間	<p>&lt;民間土木の例：鉄道、電線路、発電用ダム&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は鉄道や電気等のインフラ業が大半であり、発注に精通している者も多い</li> <li>・発注者として施工段階での関与は多い</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道営業法や電気事業法等の関係基準に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>



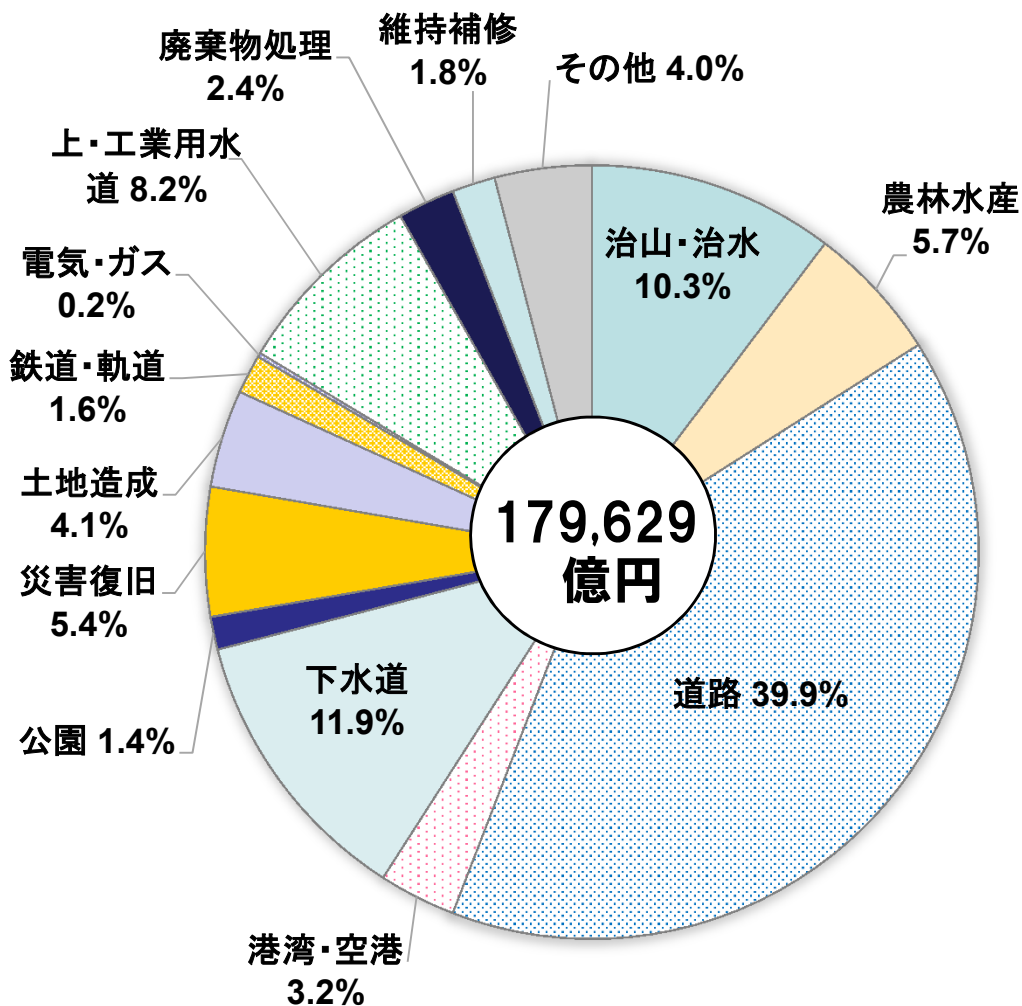
担い手確保や働き方改革、生産性向上、消費者保護といった政策的要請を踏まえ、建設工事に関して受発注者間で備えるべき規律にはどのようなものが考えられるか。

(例)

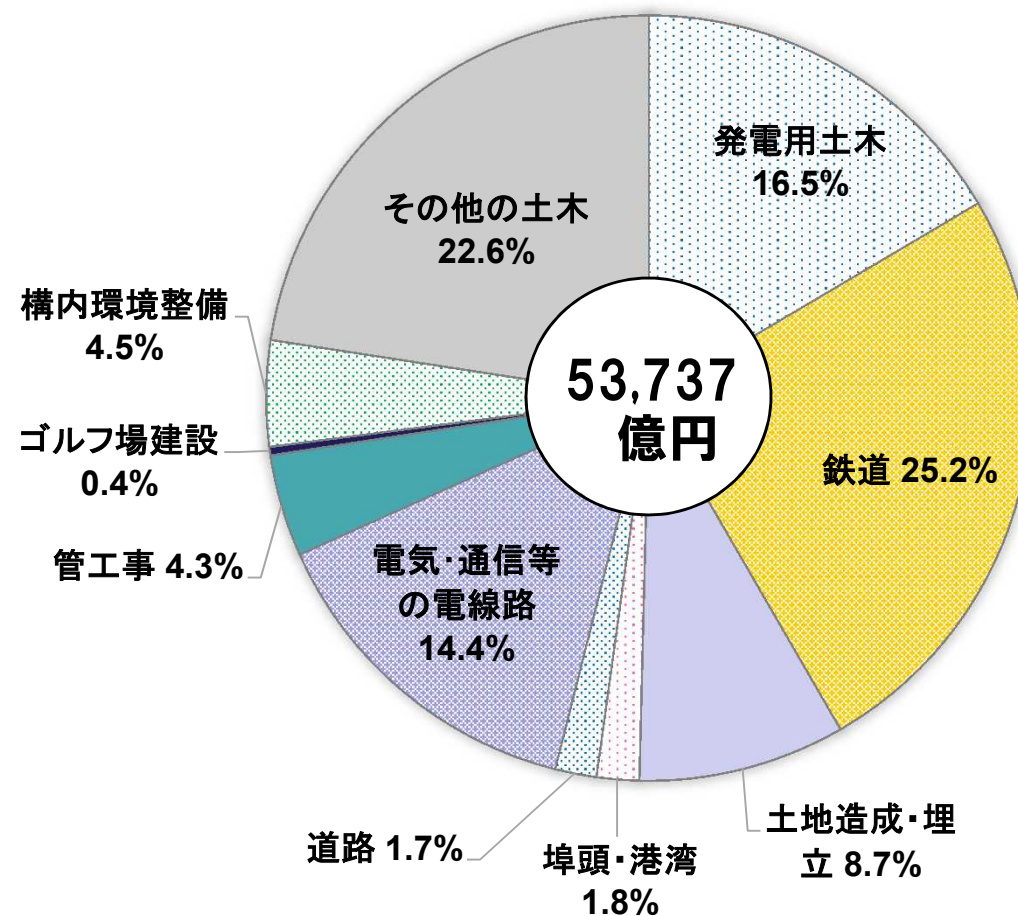
- 担い手確保や働き方にも配慮した適正な工期や請負代金額の設定、それを実現するための責務
- 消費者保護の観点から、発注経験がほとんどない個人発注者等への説明する責務
- 生産性向上の観点から、発注者が用意する設計図書の密度や受注者からの問い合わせへの対応

# 土木工事の内訳

## 公共土木工事における 出来高内訳

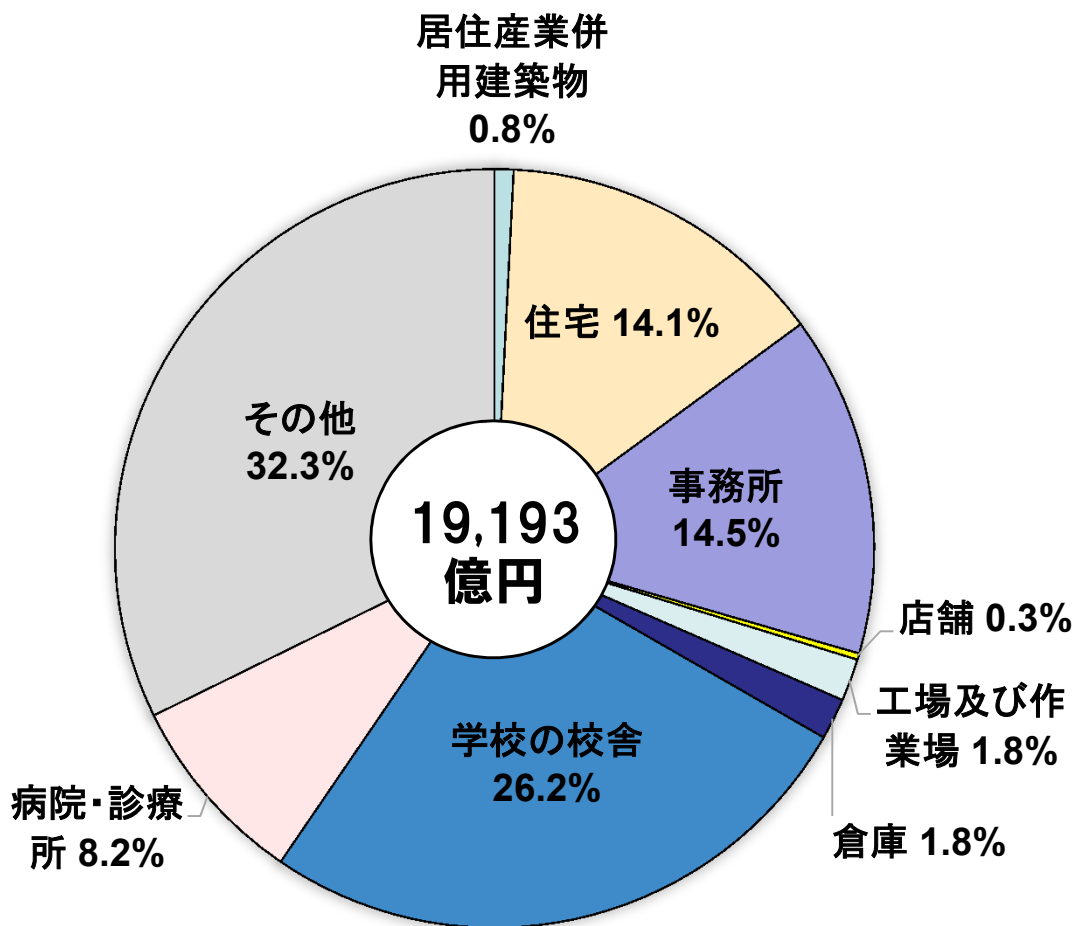


## 民間土木工事における 出来高内訳

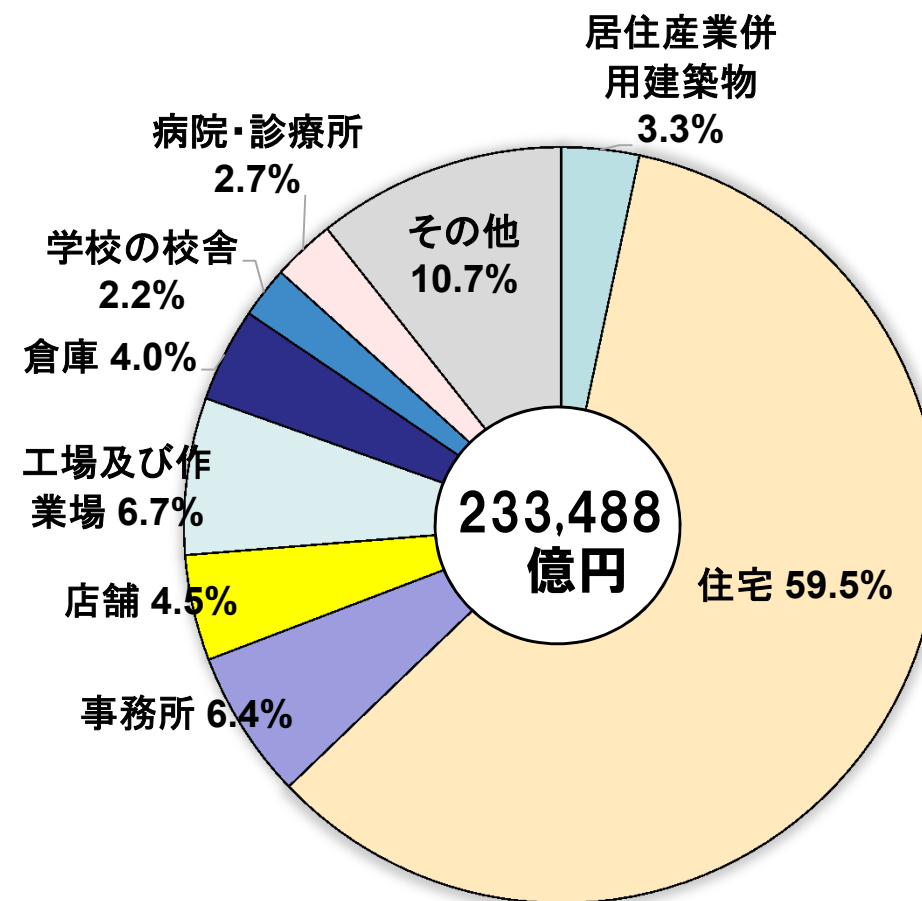


# 建築工事の内訳

## 公共建築工事における 工事予定額内訳



## 民間建築工事における 工事予定額内訳



出所: 国土交通省「建築着工統計」(平成27年度)

※年度をまたいだ工事について、工期に応じた展開は行っていないため、「建設総合統計」の出来高とは異なる。